

津市農業委員会だより

第39号 令和5年12月発行

編集発行
津市農業委員会
〒514-8611
津市西丸之内23番1号
電話番号 059-229-3176



はさ掛けと名松線 津市美杉町竹原にて

目次	
農地法による手続きが必要です…………… 2	
よくいただくお問い合わせ…………… 3	
ジャンボタニシ（スクミリンゴガイ） の防除対策…………… 4	
ヒレタゴボウの防除対策…………… 5	
農業委員会の活動報告…………… 6	
農地の適正管理について…………… 7	
農業委員会からのお願い…………… 8	

《広告のコーナー》

<p>コロナの影響や気象災害の影響で収入が減った・・・</p> <h3>収入保険に加入しませんか？</h3> <p>三重県下での実績</p> <p>加入実績(R4年度) 加入者数1,311 前年から153件増</p> <p>つなぎ資金貸付（R4年度） 23件 1億1560万円</p> <p>安心のネットワーク NOSAI</p>	<h3>さまざまなリスクから農業経営を守ります</h3> <p>青色申告をしている方 自身で作付している農産物を販売している方 が加入の対象となります！</p> <p>津市から保険料等の半額（上限10万円）補助があります。 ぜひご相談ください！</p> <p>※お気軽に問合せください</p> <p>三重県農業共済組合 津市上浜町6丁目81番地11 ☎ 059-224-0505</p>
--	--

※広告内容に関する質問等は、広告主に直接お問い合わせください。（広告主と津市農業委員会業務とは直接関係ありません。）

農地法 による手続きが必要です

農地の売り買いや貸し借りをするときは、許可を受ける必要があります。(農地法第3条)
また、農地を住宅や工場等の建物、資材置場、駐車場等の農地以外の用地に転換することを「農地転用」といいます。この場合も許可を受ける必要があります。(農地法第4条、第5条)

ただし、転用予定地の農地区分が農用地区域内農地・甲種農地・第1種農地の場合は、原則として転用が許可されません。

農地法第3条 農地を農地としてほかの人が耕作するなど 権利移動(売買・貸借等)が伴うとき

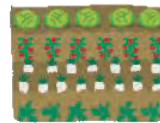
高齢のため離農したい。
ほかの人に耕作してもらいたいな。



農業の規模を拡大するのにもっと土地が欲しいな。

農地法第4条 自分の農地を農地以外の用途に使うとき

持っている畑をやめて、家を建てたいな。



農地法第5条 農地以外への用途変更と権利移動(売買・貸借等)が伴うとき

新しく
アパートを
建てたい!



農業を続けられないので、
農地を手放したい。



違反転用者には、工事などを中止させ、元の農地に復元するよう命令する場合があります。

また、農地法違反で刑事告発されると最高3年以下の懲役または300万円(法人の場合は1億円)以下の罰金に処せられることがあります。

今後の農地部会の日程

書類提出締切日	農地部会
12月20日	1月17日
1月22日	2月16日
2月20日	3月18日

農地法による手続きは農業委員会事務局・各総合支所地域振興課までお問い合わせください。

農業委員会では、農地転用や農地の権利移動の許可など、農地法による審査をするために、毎月1回「農地部会」を開催しています。

今回は、日頃よくいただくお問い合わせについて紹介します。



「農地を農地のまま、売りたいのだけど、どうすればいいですか？」

「農地を農地のまま売却する場合は、購入する方が一定の要件を満たしていれば、農地法第3条の許可を得て売却できます。要件とは、(1)経営規模や作目などを踏まえた上で、機械や労働力が十分に確保され、技術力があり、農地のすべてを効率的に利用すること。(2)必要な農作業に常時従事していること。(3)周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用に支障がなく、調和がとれていることです。」



「農地の地目を変えたいのだけど、どうすればいいですか？」

「農地の地目を変えるには、農地転用が必要です。しかし、農地転用をするには、その農地を何のために、どのように使いたいのかという具体的な計画とともに、利用計画図などが必要になります。そのため、地目を変えることを目的とするのではなく、まずは農地の今後の利用方法について、検討してください。」



「農地転用の届出と許可の違いは何ですか？また、どんな書類が必要になりますか。」

「対象の農地が都市計画法の市街化区域内にあれば届出、それ以外の区域であれば許可が必要です。届出は随時受け付けており、許可は毎月提出の締め切りがあります。必要な添付書類等は、津市ホームページの申請書ダウンロードサービスのページ上で公開しています。」



「農地に家を建てようと思うのですが、自分の土地ですし何も問題ないですよね？」

「たとえば自分の農地であっても、住宅の建築が出来ない場合があります。農地法だけではなく、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）や都市計画法などさまざまな制限がある場合もありますので、農業委員会事務局または各総合支所地域振興課へお問い合わせください。」



「工事をする間、3か月間だけ現場の近くの農地に資材を置きたいのですが、何か書類の提出は必要ですか？」

「農地を農地以外の目的に使用するのであれば、短期間で一時的であっても農地転用の届出または許可が必要です。この場合、期間終了後に必ず農地へ復元する必要があります。」



ジャンボタニシ（スクミリンゴガイ）の防除対策

近年、津市では一部地域を除く市内全域でジャンボタニシ（スクミリンゴガイ）の発生が増加し、その区域は海岸近くから内陸に広がっています。12月～2月は耕起による防除対策の好適期です。貝の越冬量を減らし、来春以降の被害軽減につなげましょう。

◎貝の密度を下げる

冬期のロータリー耕により傷ついた貝は死亡し、また、寒風にさらされた貝も凍死します。



越冬貝はほとんどが深さ6cmまでに存在しますので、耕うんの深さをやや浅めにして細かく起こす（トラクターの速度はゆっくり、ロータリー回転を速く）と効果が上がります。

◎ポイント

- ・泥上げは越冬場所をなくすこと、また、雑草が取り除かれると翌年の餌をなくすことにつながります。貝が水系を介して地域全体に蔓延しないよう、水路内に蓄積した泥の掘り上げや、雑草の除去を地域全体で行いましょう。
- ・地区内での発生が一部に限られる場合には、農業機械に付着した泥に含まれる貝を未発生ほ場に持ち込んだり、発生を拡げたりしないことが重要です。トラクターを移動させる際は、貝を別のほ場に持ち込むのを防ぐために、爪やアタッチメントもよく洗うようにしてください。

春以降の防除対策



◎イネの食害防止

水田の水深を3cm以下の浅水にすると貝が活動できず、あまり食害されません。貝が活動しはじめたら、浅水管理を行いましょう。

◎貝の密度を下げる②

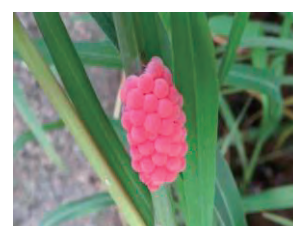
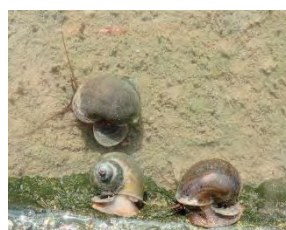
ほ場や用水路・排水路の貝や卵塊は、地域で組織的に捕殺しましょう。産卵直後の卵は水中に落とすとふ化できなくなりますが、産卵後時間が経過した卵塊はつぶす方が確実です。なお、貝及び卵は素手で触らないようにしましょう。

◎侵入防止

水路を通過して貝がほ場に侵入するのを防ぐため、目合9mm以下の網を侵入口（ほ場の水口や水尻、水路の上流など）に張りましょう。なお、パイプラインとバルブにより用水が供給される水口からの侵入は、あまりないと考えられます。

⚠ 注意

ジャンボタニシの防除を目的として「椿油かす」を使用することは、農薬取締法違反となります。



ヒレタゴボウの防除対策



ヒレタゴボウとは??

熱帯アメリカ原産の帰化植物で、近年水田雑草として発生が増加し問題となっています。田面が露出している条件下で発生しやすいため、主に中干し後の7月から8月にかけて急速に成長します。出穂期以降はイネより大きくなり、黄色い花を咲かせます。在来種のチョウジタデに比べ草丈が高くなることや、葉と茎の境が翼状に張り出しているのが特徴です。

◎なぜ問題になっているの？

- ・ 中干し後の後半から発生するので初中期一発剤だけでは防除が困難。
- ・ 生育が早く、日陰でも水稻より大きくなる。
- ・ 水稻に隠れて生育するので、茎葉散布では十分に薬剤を付着させないと残草する。
- ・ 防草剤によるダメージを受けても、すぐに新しい芽が出て回復する。
- ・ 田面が出るタイミングで連続して出芽するので、一度除草しても再度発生する。

◎ヒレタゴボウの防除のポイント（水面施用）

- ・ 連続して発生するので、ヒレタゴボウに対する残効性が高い初中期一発剤を使用する。
- ・ 中干し前後の処理時期は既発生の場合があるので、高葉齢に効果があり、かつ、残効性のある中後期剤を使用する。
- ・ 中干後は繁殖しやすいので、発生初期を見逃さないように注意する。
- ・ 薬剤処理前後の水管理はしっかりと丁寧に行う。

ヒレタゴボウは種で増えるため、稲の刈取り後、除草剤の使用で確実に枯らすことが大切です。除草剤で処理しきれず残ってしまった場合は、種子形成までにほ場から取り除くと翌年以降の発生を減らすことができます。

種子をほ場の中に残さない！！



農業委員会の活動報告

令和5年度津市農業委員会定期総会 ▶

令和5年5月30日(火)

令和5年度津市農業委員会定期総会を開催しました。
令和4年度における農地部会の開催状況などの事業報告と令和5年度の会議や研修会などの事業計画について審議し、可決しました。



◀ 第1回地域別事業推進会議

令和5年7月6日(木)～7月27日(木)

農地利用の最適化を着実に推進するため、各地域が抱える農業の課題と対策等を考える機会として、地域別事業推進会議を市内11ブロックで開催しました。

農地利用状況調査(農地パトロール)に向けた打合せのほか、地域農業の現状と課題等について意見交換を行いました。



「農地利用最適化推進委員」をご存知ですか？

各地域から選出された農地利用最適化推進委員86人が農業委員と協力し合い、豊富な知識と経験を活かして、農業者の身近な相談役として活動しています。

このような活動に奮闘しています

- 定期的に農地のパトロールを行い農地利用の現状を把握
- 地域計画策定につながる農地利用の意向の聞き取り
- 農地の貸し手と借り手を仲介する利用調整活動
- 新規就農者や農業参入を希望する企業と、農地所有者や地域の仲介

このような場合はご相談ください



農業を始めたい！
農地を借りたい！！

耕作してくれる人を探してほしい・・・

耕作できなくなりそう・・・

※耕作できなくなる前にご相談ください。



農地パトロールを実施しました

農地パトロール
農業委員会

農業委員会では、農地の有効利用を図るために遊休農地等を把握し、それぞれの状況に応じた対策を推進するために、毎年、農地パトロールを実施しています。

今回から新たに導入したタブレットを利用し、8月3日から9月29日にかけて、農業委員、農地利用最適化推進委員が各地区でパトロールを行いました。耕作再開や耕起等で遊休農地が解消されたところも若干ありましたが、一方で新たに遊休化する農地等も見受けられました。これまでの遊休農地については、意向調査を行っておりますので、変更があればお知らせください。

農地をお持ちの方は草刈りや除草等を定期的に行い、適正な管理をお願いいたします。



農地の適正管理(草刈り等)のお願い

遊休農地とは？

農地法において、耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地や、農業上の利用が周辺農地に比べると著しく劣っている農地のことをいいます。



遊休農地をそのままにしておくと害虫等が発生するなど近隣の農地に悪影響を及ぼす可能性があります。定期的な草刈りを行い、いつでも農地として利用できるように適正な管理をお願いします。

また、畦畔や法面についても、台風などによる被害がない場合でも長い間に形状の劣化や破損が見られることがあります。形状回復等の対策を行い、かんがい用水を有効利用することができる状態に保全管理することが大切です。



農業委員会からのお願い

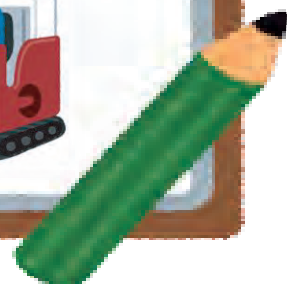
●土の落下に注意しましょう

トラクター・田植機・コンバイン等を使用した後、農地から道路へ出るときは、必ず付いた土を取り除き、道路に落とさないように注意しましょう。道路に落ちた大きな土の塊は、歩行者や自転車、バイク、車いす等の通行の妨げとなる場合があります。交通安全や環境美化に努めましょう。

もし、道路に土を落としてしまった場合は、速やかに撤去・清掃をしていただきますよう、お願いします。

●ほ場作物（残さ）の管理の徹底

ほ場作物（残さ）からの害虫や臭いの発生を防ぐため、管理の徹底をお願いします。



編集後記

収穫の秋も一段落し、皆さまには冬作物の手入れにお忙しいこととお察しします。

今年は例年にも増して気温が高いうえに少雨で暑さがいつまでも続きました。私はいえば雑草に追われる夏を過ごしました。獣害の被害も多く聞かれ、これもみな地球温暖化の現れなのでしょう。農業を取り巻く環境はますます厳しくなってきたことを実感しています。今後、いったいどうなっていくのか。

ところで、時代の流れは、少子高齢化が進展する社会の中で、私たちに何事につけても合理化、効率化を求めています。しかし、ふと立ち止まって振り返ってみると、豊かな自然が私たちにもたらしてくれているものがある。それは何ものにも代えがたいものであるはずです。そういった役割を農業は担っているに違いない。それを多くの人にわかってもらうことをめざして、今後も農業委員としての活動を続けていきたいと思えます。

宮本 政春

編集委員

委員長 坂野 大徹

副委員長 中野 たつ子

委員 結城 晋三 田村 明 宮本 政春

太田 義政 諸戸 善昭

津市のホームページから 各種申請書、届書等のダウンロードができます。

津市農業委員会事務局

<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1554898097745/index.html>

検索

《広告のコーナー》

相続でお悩みの方へ 相続財産のたな卸を一緒にしましょう

この実績が信頼の証! 相続税申告実績 **580** 件超

相続に関するすべてのご相談は

税理士法人 **中田会計事務所**へ
(東海税理士会所属)

この案内をご覧になった方(初回) **相談無料!**

TKCグループ 税理士法人 **中田会計事務所**

津市一身田中野132-1 中田会計事務所 検索

スマートフォンから確認できます。

TEL **059-232-9000**

※広告内容に関する質問等は、広告主に直接お問い合わせください。(広告主と津市農業委員会業務とは直接関係ありません。)